



花巻まつりに参加してみませんか

【問い合わせ】
花巻まつり実行委員会事務局
(本館観光課内☎41-3542)

今年の花巻まつりは 9月13日(金)～15日(日)に開催

各パレードにおいて、参加者や参加団体を募集しています。皆さんで、一緒に花巻まつりを盛り上げませんか。



■「山車」稚児など

下記の団体で、風流山車に参加する稚児などを募集しています。
※申し込みは各団体へ。対象、定員、参加料など、団体によって対応が異なります

団体名	申し込み先	連絡先
あさひ組	木村商店	☎23-2820
駅前大通り	元来社	☎22-4412
上町	岩田右子(岩田本店)	☎23-4218
里川口町	稚児募集担当	☎090-4048-2600
未広町	白畑早苗	☎24-2995
西大通り	稚児運行部 金子	☎080-9076-0615
花北地区	花北振興センター	☎24-9081
吹張町	菊池理恵 ※募集は7月上旬から	☎23-5746
花巻市役所	本館秘書政策課	☎41-3503

インターネットからの申し込みもできます

下記団体については、各SNS、申し込みフォームからも申し込むことができます。



■「神輿」新規参加団体

新たに神輿パレードへの参加を希望する団体を募集します。
【申込期限】6月26日(水)
【問い合わせ・申し込み】花巻商工会議所(☎23-3381)



■「花巻ばやし踊り」新規参加団体

新たに花巻ばやし踊りパレードへの参加を希望する団体を募集します。
【申込期限】6月28日(金)
【問い合わせ・申し込み】花巻まつり実行委員会事務局(本館観光課内☎41-3542)



■「花巻ばやし踊り」練習会

花巻まつりに向けて踊りの練習会を開催します。年齢、性別は問いません。申し込みは不要です。

①初心者向け練習会

【期日】7月21日(日)
【時間】午後6時30分(1時間程度、休憩含む)
【会場】まなび学園 第2・3中ホール

②全体練習会

【期日】8月26日(月)、9月1日(日)・8日(日)
※9月1日・8日は提灯振りの練習も実施予定
【時間】午後6時(1時間半程度、休憩含む)
【会場】▷8月26日…まなび学園 第2・3中ホール▷9月1日・8日…なはんプラザ
【持ち物】うちわ、袖付きの羽織、草履(可能な限りお持ちください)

①②共通

【問い合わせ】花巻まつり実行委員会事務局(本館観光課内☎41-3542)

■花巻ばやし親子横笛教室

伝統ある花巻ばやしを体験・習得して、まつり当日は生演奏に参加しましょう。
【対象】小学生以上のお子さんと、その保護者 ※お子さんのみ、大人のみ参加も可能です
【期日】7月14日・21日・28日、8月4日・25日、9月1日の日曜日(全6回)
【時間】午前9時30分～11時30分
【会場】花巻小学校 第2体育館
【問い合わせ・申し込み】花巻ばやし親子横笛教室事務局(☎23-3007)



花巻市民憲章の標語を募集します

花巻市市民憲章推進協議会では、市民憲章標語コンクールの作品を募集しています。
同コンクールは、本市の未来を担う子どもたちの市民憲章に対する関心を高め、理解を深めることを目的に実施しています。

*花巻市民憲章とは

「誰もが住みよいと思えるよう なまち」にしていくための本市の指針や目標になるものです。

■優秀作品表彰

応募作品を審査の上、優秀な作品を12月に開催する花巻市民憲章運動推進大会で表彰。最優秀賞に選ばれた作品は、市民憲章ポスターに掲載されます。同ポスターは、公共施設などに掲示し、市民憲章の啓発活動に活用します。

いる学校に提出してください。
※応募は1人当たり1点で、学校での受け付けに限りです。

■対象
市内の小中学生
■標語の内容
花巻市民憲章が目指す「誰もが住みよいと思えるよう なまち」の実現に向けた標語
※未発表のものに限りです

■応募期限

8月30日(金)

■応募方法

各小学校に配布している応募用紙(任意様式でも可)に、①学校名 ②学年③名前を記入し、通学して



▶昨年度の市民憲章ポスター

【問い合わせ】

花巻市市民憲章推進協議会事務局
(本館地域づくり課内☎41-3513)



「もったいない」が合言葉 今日からできる食品ロス削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では、年間523万トンの食品ロスが発生しており、このうち約半分の244万トンが家庭から発生しています。国民1人当たり換算すると、年間42kg、毎日114g(おにぎり1個分に相当)を廃棄していることとなります。



家庭から発生する食品ロスは大きく三つ

- ・作りすぎて食べきれないなどの「食べ残し」
- ・期限切れで手つかずのまま捨てる「直接廃棄」
- ・野菜の皮など、食べられるところまで捨てる「過剰除去」

●期限表示の違い

- ・消費期限…期限を過ぎたら食べないほうがよい
- ・賞味期限…品質保持が十分可能な期限。多少過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない

食品ロスを減らすためにできること

①買い物のとき

- ・買い物前に食品の在庫を確認する
- ・使う分・食べきれる量だけ買う
- ・利用予定と照らし、期限表示を確認する



②調理のとき

- ・新しく買った食材より先に、残っている食材から使う
- ・食べられる部分を取り除かないように食材を切る
- ・作りすぎてしまった料理は、次の食事で食べるか、リメイクして飽きないようにする



③保存のとき

- ・冷蔵庫の中の配置を工夫して、料理や食材を見やすくする
- ・冷凍保存を活用する



【問い合わせ】本館生活環境課(☎41-3544)